



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課） 1
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課） 2
- 告 示
- 公共測量の実施の通知（農地水利課） 3
- 海岸保全区域の指定（漁港漁場課） 3
- 海岸保全区域の指定の廃止（漁港漁場課） 4
- 海岸保全区域のうち漁港管理者が管理する区域の指定（漁港漁場課） 4
- 道路の区域の変更（道路管理課） 4
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課） 5
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 5
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し（土木総務課） 5
- 教育委員会事項
- 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則 9
- 教育長専決規程の一部を改正する訓令 10
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 10

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第90号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4号の(3)中「うるし」の次に「、テレピン油」を加え、同表第7号の(12)中「(11)」を「(14)」に改め、同号中(12)を(15)とし、(11)を(14)とし、(10)を(13)とし、(13)の前に次のように加える。

- (11) 一・二-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第1第7号中(9)を(10)とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、(5)の次に次のように加える。

- (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第91号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第6条第1項又は条例第4条第1項若しくは第6条の2」を「又は第6条第1項」に、「、都市公園の占用又は都市公園の使用（以下「都市公園の使用」）」を「又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」）」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「第6号様式又は第7号様式」を「第4号様式」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条第1項中「都市公園の使用」を「公園施設の設置等」に、「第8号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

第4条を削る。

第5条中「条例別表第1」を「条例別表第3」に、「別表第5第2項」を「別表第6第2項」に、「知事が」を「規則で」に、「別表第1の」を「別表の」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第9号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第10号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1号中「第11号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2号中「第12号様式」を「第9号様式」に改め、同条第3号中「第13号様式」を「第10号様式」に改め、同条第4号中「若しくは第7号」を削り、「第14号様式」を「第11号様式」に改め、同条第5号中「第15号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号を削り、同項第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号中「、第2号、第4号及び第5号」を「及び第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第6号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同条を第8条とする。

第10条中「第16号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項第1号中「第11条第2項」を「第27条第2項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「都市公園の使用」を「公園施設の設置等」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「都市公園の使用」を「公園施設の設置等」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号中「又は第2号」を削り、同号ア及びイ中「都市公園の使用」を「公園施設の設置等」に改め、同項第2号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「都市公園の使用」を「公園施設の設置等」に改め、同項第3号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第17号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削る。

第14条第1項中「第18号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第12条とする。

別表第1中「第5条関係」を「第4条関係」に、「使用料」を「基準額」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

第4号様式及び第5号様式を削り、第6号様式を第4号様式とし、第7号様式を削り、第8号様式を第5号様式とする。

第9号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第6号様式とする。

第10号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第7号様式とする。

第11号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第8号様式とする。

第12号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第9号様式とする。

第13号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第10号様式とする。

第14号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第11号様式とする。

第15号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。

第16号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を第13号様式とする。

第17号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第18号様式中「第14条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を第15号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第604号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字宮良地内（大座地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年11月22日から平成26年2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（大座地区は場整備計画図作成）

沖縄県告示第605号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

| 海岸の名称 | | | 指定区域 |
|--------|--------|--------|---|
| 沿岸名 | 海岸名 | 地区海岸名 | |
| 琉球諸島沿岸 | 塩屋漁港海岸 | 塩屋地区海岸 | 1 A地区 基点1から基点6までを順次直線で結んだ線、基点6と補助点6の1を直線で結んだ線、補助点6の1と補助点1の1を直線で結んだ線及び基点1と補助点1の1を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 大宜味村字塩屋538番の標ぐいの地点 基点2 基点1から319度00分00秒83.00メートルの地点 基点3 基点2から302度30分00秒52.00メートルの地点 基点4 基点3から312度00分00秒45.00メートルの地点 基点5 基点4から313度00分00秒33.00メートルの地点 基点6 基点5から346度00分00秒105.00メートルの地点 補助点1の1 基点1から193度00分00秒65.00メートルの地点 補助点6の1 基点6から211度30分00秒195.00メートルの地点 2 B地区 基点1から基点5までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点5までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点5と補助点5を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点（英36）白浜から330度33分54秒1,553.08メートルの地点 基点2 基点1から308度54分37秒144.97メートルの地点 基点3 基点2から281度09分02秒98.54メートルの地点 基点4 基点3から288度49分00秒107.50メートルの地点 基点5 基点4から314度45分15秒104.50メートルの地点 補助点1 基点1から219度58分22秒72.81メートルの地点 補助点2 補助点1から308度54分37秒122.19メートルの地点 補助点3 補助点2から282度20分34秒185.34メートルの地点 補助点4 補助点3から308度32分56秒137.10メートルの地点 補助点5 補助点4から332度40分18秒81.44メートルの地点 |

沖縄県告示第606号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第29号で指定した海岸保全区域の指定を次のとおり廃止する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

| 海岸の名称 | | | 指定廃止区域 |
|--------|--------|--------|---|
| 沿岸名 | 海岸名 | 地区海岸名 | |
| 琉球諸島沿岸 | 塩屋漁港海岸 | 塩屋漁港海岸 | 基点1から基点6までを順次に結んだ線、基点6から補助点6の1に結んだ線、補助点6の1から補助点1の1に結んだ線及び基点1から補助点1の1に結んだ線により囲まれた区域 基点1 大宜味村字塩屋538番の標ぐいの地点 基点2 基点1から319度83メートルの点 基点3 基点2から302度30分52メートルの点 補助点1の1 基点1から193度65メートルの点 補助点6の1 基点6から211度30分195メートルの点 基点4 基点3から312度45メートルの点 基点5 基点4から313度33メートルの点 基点6 基点5から346度105メートルの点 |

沖縄県告示第607号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者の長である大宜味村長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

| 海岸の名称 | | | 指定区域 |
|--------|--------|--------|---|
| 沿岸名 | 海岸名 | 地区海岸名 | |
| 琉球諸島沿岸 | 塩屋漁港海岸 | 塩屋地区海岸 | 平成25年沖縄県告示第605号で指定した海岸保全区域のうち塩屋漁港区域に接する地区 |

沖縄県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成25年11月22日から同年12月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 具志川環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|-----------------------------|---------------|--------|
| 旧 | うるま市字川崎871番からうるま市字川崎163番1まで | 20.8m ~ 34.2m | 200.0m |
| 新 | うるま市字川崎871番からうるま市字川崎163番1まで | 20.8m ~ 72.8m | 200.0m |

沖縄県告示第609号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

| 海岸の名称 | | | 指定区域 |
|--------|--------|----------|--|
| 沿岸名 | 海岸名 | 地区海岸名 | |
| 琉球諸島沿岸 | 中城湾港海岸 | 仲伊保西地区海岸 | 基点1から基点9までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点5までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点9と補助点5を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点仲伊保（北緯26度10分31秒760、東経127度47分31秒600）から5度05分49秒714.97メートルの地点 基点2 基点1から69度26分19秒31.65メートルの地点 基点3 基点2から97度05分55秒5.92メートルの地点 基点4 基点3から41度44分43秒8.13メートルの地点 基点5 基点4から34度03分26秒9.48メートルの地点 基点6 基点5から31度43分23秒29.78メートルの地点 基点7 基点6から37度05分19秒7.70メートルの地点 基点8 基点7から55度55分15秒8.01メートルの地点 基点9 基点8から67度40分58秒6.83メートルの地点 補助点1 基点1から339度26分12秒31.60メートルの地点 補助点2 補助点1から69度26分11秒33.05メートルの地点 補助点3 補助点2から30度03分19秒28.15メートルの地点 補助点4 補助点3から47度59分29秒31.03メートルの地点 補助点5 補助点4から68度37分33秒12.45メートルの地点 |

沖縄県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1081号で認可した南城都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南城都市計画下水道事業
 - (2) 名称 南城市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 平成8年沖縄県告示第1081号、平成16年沖縄県告示第225号及び平成21年沖縄県告示第326号の事業地に、佐敷字津波古平良川原、字伊原落水原、字兼久真嘉原及び字新里桃原、玉城字垣花屋宜原並びに知念字志喜屋山川原を加える。
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年11月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
(2) 商号名 有限会社名加山造園土木
(3) 代表者名 下里邦男
(4) 所在地 宮古島市上野字宮国1816番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第9840号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年9月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
(2) 商号名 株式会社丸山
(3) 代表者名 宮城弘
(4) 所在地 浦添市港川一丁目23番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11542号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年10月4日
(2) 商号名 有限会社山城建設
(3) 代表者名 山城昇
(4) 所在地 国頭郡大宜味村字白浜442番地657
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第8067号、沖縄県知事 許可(般-22)第8067号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業及び電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年10月4日
(2) 商号名 大和電工株式会社
(3) 代表者名 宮里敏彦
(4) 所在地 那覇市若狭3丁目45番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第386号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成25年10月8日
(2) 商号名 南日本空調設備
(3) 代表者名 津波秀二
(4) 所在地 中頭郡西原町字呉屋91番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11387号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成25年10月8日
(2) 商号名 トーマ産業株式会社
(3) 代表者名 當眞英治
(4) 所在地 島尻郡与那原町字東浜90番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第1123号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成25年10月16日
(2) 商号名 有限会社開南工業
(3) 代表者名 下地美華
(4) 所在地 沖縄市胡屋一丁目8番34号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第8522号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成25年10月16日
(2) 商号名 有限会社丸正開発
(3) 代表者名 大城正樹
(4) 所在地 糸満市字照屋765番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第9043号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成25年10月16日
(2) 商号名 株式会社北電通
(3) 代表者名 與那覇寛榮
(4) 所在地 石垣市字新川2293番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第11736号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成25年10月21日
(2) 商号名 繁雄組
(3) 代表者名 神里繁雄
(4) 所在地 那覇市古波蔵4丁目3番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第1175号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成25年10月25日
(2) 商号名 有限会社大喜建設
(3) 代表者名 平良善弘
(4) 所在地 国頭郡大宜味村字宮城55番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第7925号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月9日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成25年10月25日
(2) 商号名 琉球電機株式会社
(3) 代表者名 外間久美子
(4) 所在地 浦添市当山一丁目7番27号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第7915号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月15日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。

- 13(1) 処分をした年月日 平成25年10月25日
(2) 商号名 有限会社砂盛土木
(3) 代表者名 砂川盛範
(4) 所在地 石垣市字新川2261番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第3917号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月18日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
(2) 商号名 ユーアイホーム
(3) 代表者名 高良盛幸
(4) 所在地 島尻郡南風原町字与那覇335番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12106号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
(2) 商号名 有限会社向陽技建
(3) 代表者名 糸満俊也
(4) 所在地 中頭郡北中城村字島袋602番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第9690号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
(2) 商号名 有限会社三栄産業
(3) 代表者名 島袋榮輝
(4) 所在地 うるま市字兼筒段306番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10357号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
(2) 商号名 有限会社最光技建
(3) 代表者名 狩俣多歌子
(4) 所在地 宮古島市平良字荷川取470番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第1891号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
(2) 商号名 有限会社共和開発
(3) 代表者名 下地康夫
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1314番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10415号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 19(1) 処分をした年月日 平成25年11月5日
(2) 商号名 株式会社オウ・ティ・ケイ
(3) 代表者名 内間耕
(4) 所在地 那覇市久茂地3丁目21番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第10603号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成25年11月13日
(2) 商号名 田中工業
(3) 代表者名 田中広三
(4) 所在地 浦添市安波茶三丁目7番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第10806号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月22日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号を削り、同条第22号中「基づく」を「よる」に改め、同条を同条第23号とし、同条中第21号を第22号とし、第8号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「県立高等学校(特別支援学校の高等部を含む)」を「県立学校(特別支援学校の小学部及び中学部を除く)」に改め、同条を同条第8号とし、同条第6号中「高等学校」を「県立学校」に改め、同条を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。

第2条中第24号を第25号とし、同条の前に次の1号を加える。

(24) 教育委員会による地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第245条の5第3項の規定による違反の是正等の要求、自治法第245条の6の規定による違反の是正等の勧告及び自治法第245条の7第2項の規定による違反の是正等の指示に関すること。

第2条に次の3号を加える。

(26) 教育に関する行事を主催、共催又は後援(協賛を含む。)すること。

(27) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の指定(候補者の選定を含む。)に関すること。

(28) 教育委員会の指令、達等の文書を発すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第9号

教育長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年11月22日

沖縄県教育委員会
委員長 新垣 和歌子

教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア(ア)中「、所長及び班長」を「及び所長」に改め、同号ア(イ)中「班長」を「副参事」に改め、同号ア(ウ)中「、副校長、教頭」を削り、「班長」を「課長」に改め、同号イ中「懲戒」を「職員の懲戒」に改め、同条に次の5号を加える。

- (9) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
- (10) 教育委員会の表彰に関すること。
- (11) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。
- (12) 教育委員会が行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。
- (13) 教育委員会の指令、達等を発すること。

附 則

この訓令は、平成25年11月22日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年11月22日

沖縄県教育委員会
教育長 諸見里 明

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第15号を次のように改める。

- (15) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。

第4条の2中第16号を第20号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (16) 教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）第2条第1号アに掲げる職以外の職員及び公立学校職員の任免に関すること（第18号に掲げるもののほか、各課長が所掌するものを除く。）。
- (17) 重要な儀式及び表彰等に関すること。
- (18) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。
- (19) 教育委員会が行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。

第5条中「及び教育指導統括監」を「又は教育指導統括監」に改める。

第6条中第41号を第42号とし、第11号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 所属の職員に係る諸証明を行うこと（他課の所管に属するものを除く。）。

附 則

この訓令は、平成25年11月22日から施行する。

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 |
|---|---|